



鳥取県公報

令和7年7月3日（木）
号外第74号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	参議院議員通常選挙における選挙分会長等の選任（26）・・・・・・・・・・ 2
	参議院議員通常選挙における選挙分会長が事務を行う場所（27）・・・・・・・・ 2
	参議院議員通常選挙における投票用紙の様式（28）・・・・・・・・・・ 2
	参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印（29）・・・・・・・・ 4
	参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等（30）・・ 4
	参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじ を行う日時等（31）・・・・・・・・・・ 5
◇ 合同選管 告 示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任 （6）・・・・・・・・・・ 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長の勤務する場所（7）・・ 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙事務所の標札等の配色 （8）・・・・・・・・・・ 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及 びその色（9）・・・・・・・・・・ 6
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじ を行う日時及び場所（10）・・・・・・・・ 6

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

- | | | |
|-----------------|--------|--------|
| (1) 選挙分会長 | 東伯郡琴浦町 | 藤村 実千子 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市 | 松崎 亮太 |

2 参議院比例代表選出議員選挙

- | | | |
|-----------------|--------|--------|
| (1) 選挙分会長 | 東伯郡琴浦町 | 藤村 実千子 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市 | 松崎 亮太 |

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

(参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

候補者氏名 こうほしや しめい		第二十七回 参議院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
	○注意 ちゅうい	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしや しめい らんない ひとりか 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしや しめい もの しめい か	

候補者氏名 こうほしや しめい		第二十七回 参議院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
	○注意 ちゅうい	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしや しめい らんない ひとりか 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしや しめい もの しめい か	

備 考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン センキョク」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。

(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

参議院 第二十七回 比例代表 選出議員選挙投票	
候補者氏名又は 政党その他の政 治団体の名称 若しくは略称	比 ○ 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 鳥取県 選挙管理 委員会印
候補者氏名又は 政党その他の政 治団体の名称 若しくは略称	比 ○ 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 鳥取県 選挙管理 委員会印

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン ヒレイ ダイヒョー」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選

挙管理委員会規則第3号)第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

(1) 日 時 令和7年7月4日 午後5時10分

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

2 参議院比例代表選出議員選挙

(1) 日 時 令和7年7月4日 午後6時

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 日 時 令和7年7月3日 午後6時

2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長

鳥取県東伯郡琴浦町 藤 村 実 千 子

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長職務代理者

鳥取県鳥取市 松 崎 亮 太

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長の勤務する場所は次のとおりである。

令和7年7月3日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、乗車する者又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

令和7年7月3日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色

白地とし、文字は黒色とする。

乗車する者又は乗船する者の腕章の配色

白地とし、文字は赤色とする。

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和7年7月3日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

地模様 細紋

地模様の色 黄色

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

日時 令和7年7月3日 午後6時

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県選挙管理委員会